



The bridge to possible

# シスコがご提案する病室Wi-Fiと補助金申請方法

シスコ システムズ合同会社 インダストリーソリューショングループ

若村 友行 (twakamur@cisco.com)

2021年6月29日

# 患者Wi-Fi整備支援へ取り組む背景

## カントリー デジタライゼーションとは

Country Digitalization Acceleration (CDA)

- シスコが事業展開する国々への中長期的なコミットメントと投資を実施
- デジタル化を通じた国の課題解決や経済成長への積極的な関与と貢献
- 政府、教育機関、民間企業との緊密なパートナーシップ

**注力分野**

- 国家成長戦略への貢献
- ニューノーマル下におけるデジタル化の加速、新産業創出、人材開発や教育などを支援するプログラムの提供
- 継続的なイノベーション エコシステムへの投資

注力分野: e-Government, スマートシティ, 医療, 教育, サイバーセキュリティ, トランスポート

## 医療機関へのデジタル化ご支援

- 多様なデバイスからの通信を可能にするワイヤレスとネットワークインフラ
- 感染症対応、働き方改革など医療の未来を支えるコミュニケーションツール
- 脅威から診療情報を守り、医療従事者の柔軟な働き方も実現するセキュリティ

事例: HITO病院様, 前橋赤十字病院様, 国立がん研究センター様

## 日本のカントリー デジタライゼーション

ビジョン: ニューノーマル下における日本のデジタル化を支援し、日本の持続的な経済成長と安心・安全な社会実現に貢献

注力分野とプロジェクト事例:

- 安全安心な公共インフラ: 重要インフラ向け、数値的価値 RIXALIA / RIC
- 教育のデジタル化: 重要インフラ向け、数値的価値の取り込み
- テレワークの推進と高度化: 中国からの急激なデジタル化支援
- 新型コロナウイルス対策・遠隔医療: 遠隔医療への支援
- サプライチェーン対策: 米国のサプライチェーン対策
- 規制改革とデジタル社会: 米国のデジタル化支援

注力分野: Giga school 構想への支援, 病室Wi-Fi構想への支援

- 教育分野はギガスクール構想への支援
- ヘルスケア分野は、COVID-19診療現場へのWebex提供に引き続き、病室Wi-Fi推進を支援
- #病室WiFi協議会の活動に共感

# #病室WiFi協議会

## Our Mission

コロナ禍にあって、「ソーシャル・ディスタンス」と「3密を避ける」ことが普通になった「ニューノーマル」にあって、病院に長期に滞在しなければならない患者や障害者たちは、かつてないほどの阻害的環境に直面しています。医療機関、特に病室にWi-Fiを設置することが、入院患者本人とその家族、友人、関係者にとって大きなQOLの向上になるだけでなく、障害者にとっては生命の問題に直結することを、より多くの人たちに理解してもらい緊急の必要性があります。

私達は、このように重要なWi-Fiを病室で使用できる環境作りを、医療機関の負担に任せるのではなく、国の推進しているDXやSDGs等の一環である、重要な社会インフラの一部として導入すべきだと考えます。このような考えのもとに、私達は、この協議会を結成し、様々な関係者の方たちの理解と支援のもとに、病室でWi-Fiを使用できるようにすることは解決すべき緊急の課題として、情報発信を行うとともに国に働きかけたいと思っております。

## Our Team

この協議会は、参加者個人の自発的な意思と考えによるものであり、その活動と意見は、その構成員の所属する組織・団体の意向を反映するものではありません。



笠井信輔  
フリーアナウンサー



大谷貴子  
日本骨髄バンク評議員



中原のり子  
医師の働き方を考える会  
共同代表



古賀真美  
NPO法人がんサーネットジャパン  
常務理事



岡本直樹  
CILふちゅう代表、脳ジス  
プロジェクトメンバー



藤原勝也  
NPO法人メインストリーム協会  
副代表、脳ジスプロジェクト



秋山美子  
国連アジア太平洋経済社会委員  
会  
社会問題担当官



川森雅仁  
慶應義塾大学  
特任教授

# 病室Wi-Fi導入のための検討課題

1

## 診療業務に利用される無線LAN通信への影響

- 電波干渉を回避するための設計
- 通信(トラフィック)の見える化により、業務を優先
- 利用エリア、利用時間のコントロール



2

## セキュリティリスク

- ネットワークの物理・論理的分離の検討
- 患者Wi-Fi端末の認証
- 利用状況の把握



3

## 総務省「Wi-Fi 提供者向けセキュリティ対策」対応



# 総務省「Wi-Fi 提供者向けセキュリティ対策」対応

## 総務省の「Wi-Fi 提供者向けセキュリティ対策の手引き (令和 2 年 5 月版)」

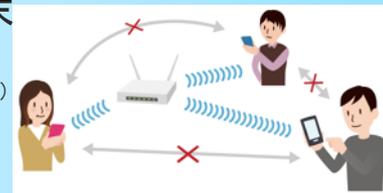
### <暗号化の実施>

- ・ WPA3対応
- ・ WPA2対応

セキュリティ強度	セキュリティ方式	特徴
強	WPA3	2018年に発表された最新のセキュリティ技術を用いた次世代の方式。今後対応製品の普及が期待される。
中	WPA2	WPAより堅牢な現在主流のセキュリティ方式。
弱	WPA	WEPの弱点を補強した方式だが、一部脆弱性があり、現在では推奨されない。
無	WEP	暗号を短時間で解読する方法が知られており、現在では容易に解読されてしまう方式となっている。
	セキュリティなし(暗号化なし)	通信が暗号化されず、だれでも接続可能。

### <端末同士の通信禁止>

- ・ 不特定多数の端末間の通信を禁止  
(ピアツーピアブロッキング機能)



### <Wi-Fi機器の適切な運用>

- ・ ファームウェアの脆弱性対応
- ・ アクセスログの記録保存
- ・ 青少年有害情報のフィルタリング



### <利用者情報の適切な確認>

- ・ 利用者情報の確認や認証の仕組み  
メール認証方式  
SNSアカウント認証方式  
SMS連携方式



# 病室Wi-Fiとマネタイズ（収益化）化 ～Cisco + POPCHAT社協業パッケージ～

- 利用収益
  - スポンサーアンケート
- を検討してみませんか？

運用・問い合わせも減らせます。



# 厚労省補助金 (病室Wi-Fi整備補助) について

## 事業目的

国による直接執行 (令和2年度第三次補正予算額：858億円)

- 新型コロナの感染が急速に拡大する中で、医療機関・薬局等においては、それぞれの機能・規模に応じた地域の役割分担の下で、必要な医療提供を継続することが求められる。
- 医療機関・薬局等において、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供することができるよう、緊急的臨時的な対応として、感染拡大防止等の支援を行う。

## 事業内容

## 〔対象医療機関〕

院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者、助産所

- ※ 「診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援」又は「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」のどちらかの補助を受けることができる（両方の補助を重複して受けることはできない）。
- ※ 令和2年度第二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」の補助を受けた医療機関も補助対象となる。
- ※ 令和2年9月15日の予備費による「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」の感染拡大防止等の補助を受けた医療機関については、令和2年度第三次補正予算の「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」の方が補助上限額が高い場合は、差額分を補助。
- ※ 令和2年度第三次補正予算による「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の補助を受けた医療機関等は対象外。

## 〔補助基準額〕 以下の額を上限として実費を補助

- ・ 病院・有床診療所（医科・歯科） 25万円＋5万円×許可病床数
- ・ 無床診療所（医科・歯科） 25万円
- ・ 薬局、訪問看護事業者、助産所 20万円

〔対象経費〕 令和3年4月1日から令和3年9月30日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用  
(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く)

- ※ 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となる。  
例：消毒・清掃・リネン交換等の委託、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入、寝具リース、CTリース等
- ※ 看護師等が消毒・清掃・リネン交換等を行っている場合は、看護師等の負担軽減の観点から、本補助金を活用して、民間事業者に消毒・清掃・リネン交換等を委託することが可能。

# 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金に関するQ&A

- ・ 16 入院患者のオンライン面会等のための Wi-Fi 環境の整備等に要する費用も、補助の対象となりますか。
- ・ 新型コロナウイルス感染症により入院患者と家族等の面会が制限されている中、医療機関において入院患者等が利用できる Wi-Fi 環境の整備等に要する費用については、本事業の補助対象となります。
- ・ なお、その際、総務省の「Wi-Fi 提供者向けセキュリティ対策の手引き (令和 2 年 5 月版)」を踏まえるなど、セキュリティ対策に留意してください。

参照:

令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金に関するQ&A  
令和3年4月14日 第2版

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000768902.pdf>

# 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金に関するQ&A

・令和3年4月9日 第1版、令和3年4月14日 第2版

1 「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けています(又は申請を行っています)が、本補助金の申請を行い、補助を受けることができますか。

○ 本補助金は、原則として、「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けた医療機関等は対象外となります。

○ ただし、「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の申請日以降に新たに診療・検査医療機関(仮称)の指定を受けた医療機関については、同補助金の補助基準額(上限額)が本補助金の補助基準額(上限額)より低い場合は、差額について本補助金の申請をすることができます。

# 交付額の算定方法

1

## 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供 体制確保支援補助金

厚生労働省発医政 0409 第4号 令和3年4月9日

- ・病院・有床診療所(医科・歯科)の場合 250千円に、50千円に許可病床数を乗じた額を加えた額
- ・対象経費: 令和3年4月1日から令和3年9月30日

2

## 令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金

厚生労働省発医政0203第5号  
令和3年2月3日

- ・病院・有床診療所(医科・歯科)の場合 250千円に、50千円に許可病床数を乗じた額を加えた額
- ・対象経費: 令和2年12月15日から令和3年3月31日

3

## 令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業

厚生労働省発医政1012第3号  
令和2年10月12日

- ・1か所あたり10,000千円。許可病床 200 床ごとに 2,000千円を追加する。
- ・新型コロナウイルス感染症入院患者受入割当医療機関(重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関)は10,000千円を追加する。
- ・対象経費: 令和2年9月15日から令和3年3月31日

# 交付額の算定方法

**2** 令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金

を、受けていないこと。



- ・病院・有床診療所(医科・歯科)の場合 250 千円に、50 千円に許可病床数を乗じた額を加えた額
- ・対象経費: 令和3年4月1日から令和3年9月30日



**3** 令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業

を、受けた医療機関。

**2** の補助額から、**3** の補助基準額を減じた額

# 交付額の算定方法

**2** 令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金

を、受けた医療機関。



令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金の申請日以降に新たに診療・検査医療機関(仮称)の指定を受けた医療機関であって、同補助金の補助基準額が 1,000千円より低い医療機関



**2** 令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金

1,000 千円から、**2** の補助基準額を減じた額

# 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金に関するQ&A

3 いつからいつまでの経費が対象となるのでしょうか。また、申請期間はいつからいつまでになるのでしょうか。

- ・ 令和3年4月1日から令和3年9月30日までにかかる経費が対象となります。申請期間は、令和3年4月9日から令和3年9月30日(当日消印有効)です。
- ・ なお、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能としています。概算で申請した場合、事業終了後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

# 申請について



健康・医療

# 「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」について

▼ [ご案内](#) ▼ [申請書の提出について](#) ▼ [実績報告書の提出について](#) ▼ [その他](#)

医療機関・薬局等において、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供することができるよう、緊急的臨時的な対応として、感染拡大防止等の支援を行います。

## ご案内

- ・ [医療機関への案内](#)
- ・ [事業の概要](#)
- ・ [Q&A](#)
- ・ [交付要綱](#)

▲ [ページの先頭へ戻る](#)

▶ [政策について](#)

▼ [分野別の政策一覧](#)

▼ [健康・医療](#)

▶ [健康](#)

▶ [食品](#)

▶ [医療](#)

▶ [医療保険](#)

▶ [医薬品・医療機器](#)

▶ [生活衛生](#)

▶ [水道](#)

▶ [子ども・子育て](#)

# 「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」申請について

- 申請は下記申請書をダウンロードして記載します。

申請書:<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000767491.xlsx>

## 【掲載資料一覧】

申請時に使用するシート

- 第3号、5号様式
- 別紙
- 請求書
- (支払いが完了している場合)領収書等貼付用紙

提出先 以下へ郵送

宛先: 〒119-0397 銀座郵便局留

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当 宛

・提出期限 令和3年9月30日(当日消印有効)

事業説明ページ:[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17941.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html)

# 記載例

第5号様式

## 申請書 記載例

医第〇〇-〇号  
令和3年9月30日

交付申請書（別紙）の72行目の「上記「支出額」について、全ての支払が完了している。」への回答によって表示される様式番号が以下の通り異なります。  
「いいえ」の場合；第3号様式  
「はい」の場合；第5号様式

必要に応じ文書番号を記載してください。

厚生労働大臣 殿

必要事項は、交付申請書別紙より自動転記されますので、転記された内容に間違いがないか確認し、必要に応じて、添付書類の記載を修正や追加してください。また、文書番号の発番が必要な場合のみ日付の上に記載してください。

東京千代田区〇〇町〇番〇号  
〇〇病院  
病院長 〇〇 〇〇

「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の精算交付申請書

標記について、次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

交付申請書（別紙）の72行目の「上記「支出額」について、全ての支払が完了している。」への回答によって表示される書類の名称が、以下の通り異なります。  
「いいえ」の場合；「-----」の交付申請書  
「はい」の場合；「-----」の精算交付申請書

1 国庫補助申請額 金 3,789,000円

2 交付申請書（別紙）

3 添付書類

- ・ 都道府県から交付された「診療・検査医療機関（仮称）」の指定通知書
- ・ 領収書等の証拠書類

添付が必要な書類が表示されますが、添付書類の内容に修正が必要な場合は、ご自身で修正や追加をしてください。

黄色セル部分に記載をお願いいたします。※入力するとセルの色が白になります。

交付申請書(別紙)\_令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金

申請日 令和 3 年 9 月 30 日

必須項目(黄色のセル)すべてに入力をして下さい。入力するとセルの色が白色になります。
※入力内容によって必須項目は異なります。

未入力の項目があります。

I. 基本情報

(1)施設概要

助産所コードを有さない助産所は「9999999999」を入力してください

医療機関等コード(10桁) 黄色のセルは、未入力の必須項目です。記入漏れがないかご確認ください。
代表者職名 病院長 代表者氏名 OO OO
連絡先 担当部署 総務部 担当者氏名 ●●●● 連絡先電話番号 030000000 連絡先メールアドレス kourou@-jp
所在地 郵便番号 0 1 2 - 3 4 5 6 都道府県 東京都 市区町村以降 千代田区OO町○番○号
施設類型(プルダウンから選択) 病院(医科) 許可病床数 病院・有床診療所のみ 200 施設類型及び許可病床数に間違いがない はい

原則として令和3年4月1日現在の医療法上の許可病床数

「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けていない はい
左記の補助金による補助を受けた医療機関等は、原則として本補助金の対象外となります。左記の補助金による補助を受けた医療機関で、左記補助金の申請日以降に新たに都道府県の指定を受けた「診療・検査医療機関(仮称)」の場合は、申請様式が異なりますのでご注意ください。

都道府県の指定を受けた「診療・検査医療機関(仮称)」である。 はい
「はい」の場合は、都道府県から交付された指定通知書や指定証明書等の写しを添付してください。

(2)他補助金の受給状況

※令和2年9月15日の予備費による「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」

「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」※の補助を受けている。 いいえ
必要に応じて、左記補助事業の申請書や実績報告書の内容を確認いたします。

「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」※の申請に用いた許可病床数と本事業の申請に用いる許可病床数は同じである。 当該事業※の申請時の許可病床数

a「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」※の補助基準額(上限額)(円) 非該当

「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」※の補助を受けた医療機関は、当該事業※の補助基準額(上限額)が「25万円+5万円×許可病床数」より低い場合、差額分が本事業の補助基準額(上限額)になります(③②に表示されます)。

III. 申請内容 本事業により支出する内容・金額(見込含む)を下記の支出科目ごとに記載して下さい。

事業終了日が対象期間外です

事業開始日	令和	3	年	4	月	10	日	事業終了日	令和	3	年	10	月	15	日		
科目	内容 (各科目の内容を30字程度で記入ください。支出(予定)のない科目には「なし」と記入してください。)															支出額(円)	収入額(円)
																(支出(予定)のない科目は「0」と記入してください)	(収入(予定)のない場合は「0」と記入してください)
支出	賞金・報酬	臨時職員の給与														234,000	
	謝金	勉強会の講師謝金														200,000	
	会議費	勉強会の会場費など														120,000	
	旅費	医師の派遣の旅費														30,000	
	需用費	職員用マスク														350,000	
	役務費	なし														0	
	委託料	清掃委託														2,000,000	
	使用料及び賃借料	なし														0	
	備品購入費	空気清浄機、エアコン														855,500	
	d_合計支出額(総事業費)															3,789,500	
収入	e_上記支出に対する本補助金以外の寄付金・その他の収入																0
f_合計支出(予定)額-収入(予定)額(円)(d-e) ただし、d-eが「0」以下の場合は、「0」															3,789,500		
補助申請額(円)(b又はcとfのいずれか少ない額) 【1000円未満切捨】															3,789,000		

上記「支出額」について、全ての支払が完了している。

はい

「はい」の場合は、各対象経費について、領収書(写し)等の証拠書類を添付してください。  
「いいえ」の場合は、事後に実績報告が必要となりますので、領収書等の証拠書類は保管しておいてください。

IV. 確認事項

申請内容に補助の対象にならない経費が含まれている場合や他補助金の申請内容等に関する都道府県への確認について同意されない場合は申請できませんので、ご確認ください。

上記「賞金・報酬」に従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は含まれていない

はい

従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は、本事業の補助対象外です。

上記「支出額」に他の補助金と対象経費が重複するものは含まれていない。

はい

他の補助金と重複する経費は、本事業の補助対象外です。

本事業の申請書、実績報告書等の審査・確認過程で、他の補助金の申請書、実績報告書等の内容を、必要に応じて国から都道府県に確認することがあることに同意する。

はい

必要に応じて、他の補助金と重複する経費がないか等を確認させていただきます。本事業の補助を受けるには、左記項目に同意いただく必要があります。

## 問い合わせ

- 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

**0120-336-933**

(受付時間は平日9:30~18:00)



The bridge to possible